

【質問項目】

1. データを活用した政策立案について
2. 県内空港の活用について
3. 民泊について
4. 図柄入りナンバーについて
5. サッカースタジアムについて
6. 県有地の有効活用について
7. 英語、プログラミング教育について
8. 投票率向上について

【質問本文】

1. データを活用した政策立案について

■質問（しもづる）

鹿児島市・鹿児島郡区選出、無所属の下鶴隆央です。

本日は七項目の質問を予定しておりますが、いつも時間が最後に足りなくなってしまうので、通告に従い、早速質問に入ります。

最初に、知事の政治姿勢について、安定というキーワードについて伺います。

知事は、これまで三期十二年間の県政運営に当たり、子どもからお年寄りまですべての県民にとって優しく温もりのある社会、「力みなぎる・かごしま」など、わかりやすい言葉で繰り返し語ることにより、県政へのビジョンを県民の皆様に語りかけてきました。

さて、知事のお話を伺う中で、最近、安定というキーワードをよく使われるようになったという印象を持っております。安心・安全というのとはよく聞く言葉であります。果たして伊藤知事は、この安定というキーワードで何を語ろうとしているのか、知事のビジョンを県民の皆様に明らかにすべく、以下三点伺います。

一つ目は、知事が、安定というキーワードで示そうとするビジョンとは何か、その内容を示してください。

さて、この安定を掲げるに当たっては、何らかの理由、社会情勢の認識があるはずであります。

そこで二つ目は、安定を掲げるに至った理由、社会認識について示してください。

三つ目は、知事の掲げる安定の実現に向けて、どのような取り組みが必要であるか、示してください。

続いて、ビッグデータの活用について三点伺います。

ビッグデータとは、ITの発達により大量のデータを収集・分析することで、さまざまな施策に活用できるようになったことを指します。例えば民間では、何と何を一緒に買っているか購買履歴を分析し、商品Aを買った人に商品Bの割引クーポンを出したり、店内でのお客さんの視線を分析し、どの棚・場

所が注目されやすいかを分析し、活用しているそうであります。

今後、人口減少、少子高齢化で厳しい財政運営が予想される中、諸課題に的確に対応するためには、データやエビデンスに基づく政策立案が求められると考えます。

そこで一つ目は、ビッグデータを県の政策立案においてどのように活用しているか、考え方も含めてお示してください。

なお、ビッグデータを活用するには、分析できる人材が必要不可欠であります。データが示す傾向・真実を読み取り、仮説を立て政策立案を行う、これができる人材がいなければ、ビッグデータも単なる数字の羅列にすぎず、宝の持ち腐れとなってしまいます。

そこで二つ目は、ビッグデータを分析し、政策立案を行うことのできる人材育成について、現状と考え方を示してください。

さて、ビッグデータを活用するには、県庁内部だけで考えるのではなく、大学・研究機関を含め、広く民間の方々のさまざまな頭脳を活用するほうが、よりよい分析・政策立案ができると考えます。

私は三月に、東京大学公共政策大学院医療政策教育・研究ユニットが主催するシンポジウムに参加してまいりました。このシンポジウムでは、地域医療構想の策定に関して、ビッグデータに基づく分析・提言コンテストの優秀作が発表されていました。

使われたデータは、全国四十七都道府県三百四十四医療圏の病床機能、医療、介護、人口、死亡率、医療費など二千二百項目、七千二百七十病院の病床機能三百五十五項目、二万八千二百九十一病棟の病床機能八十二項目であります。主催者は、公開データを加工しやすい形にまとめたデータを公開し、すぐれた分析を募るコンテストを実施したものです。

その結果、最優秀賞は、大阪赤十字病院のお医者さんの「大阪府での二〇二五年NICU需給と周産期（新生児）専門医養成・維持における課題」という論文でありました。ほかの受賞作も今後の政策立案に大いに役立つであろう興味深いものばかりでありました。

この例のように、さまざまなデータを加工・分析できる形でオープンにすることで、これまでになかった新たな知見が得られるのではないかと考えます。

そこで三つ目は、県が保有するデータのオープン化について、考えを示してください。

以上、一回目の質問といたします。

□答弁（知事）

知事の政治姿勢に関しまして、安定が意味する内容とその実現についてのお尋ねがございました。

最近、社会を構成するキーワードとして、安全・安心とあわせて、安定という言葉を使用いたしております。自然災害やさまざまな事故、テロなどに迅速・的確に対応するための安全、そして、生涯を通じて一定の収入を得て働く場が確保され、あわせて教育・医療・福祉・介護など、生活する上で生涯守られているという安心、この二つにあわせまして、安定という言葉を使用しているところであります。

この安定には、私自身、三つの側面があるのではないかと考えております。まず、一生を通じて自分の趣味や意思に基づいて生活できるという面、ひいては精神的にも安定した時間を過ごすという、かつてのいわゆる生涯生活設計ができるという、そういう意味での安定であります。

第二に、現在、世界的な異常と言える現象が頻発いたしております。ISでありますとか難民、EUの問題、やがて近いうちにイギリスの国民投票もございしますが、中国経済の落ち込み、トランプ現象な

ど、世界の動きが全く不透明になってきつつあります。一気に世界の秩序が変動するという懸念もありますが、さまざまな問題は私は人類の知恵で克服できると思いますが、何よりも世界の秩序が安定的に推移していくことが大切ではないかと考えております。この面におきましては、地方公共団体より国の責任になろうかと思いますが、我が国のこの分野で貢献する道を探るべきではないかと考えております。

第三番目の側面として、社会を支える人々の社会規範に変調の兆しが見られることであります。格差社会、所得の格差が拡大いたしまして、社会に分裂の兆しが見られるようになってきていると私は感じております。また、さまざまな小さなグループが社会に一定の存在感を示すようになったところであり、これも社会の全体のまとまりを崩していくのではないかと懸念があります。

そこで、社会を束ねる共通認識の再構築が必要ではないかと考えております。原点を、社会に共同して生活するという我々、その我々の立場として、ささやかでも世のため人のために尽くすという、そういう意味でのいわば人の意識の再構築であります。私は今回、これを富国有徳という言葉で訴えたいと思っております。この有徳というのは、まず人に対する思いやり、そして中国の哲学でいいますと、仁という言葉につながるのではないかとと思いますが、この三つの側面を安定という言葉で表現いたしまして、もちろん一部、安全でありますとか安心と重複する部分もありますが、新たな安の字の三番目として、安定という言葉を使いたいと思っております。

そして、この三つの視点から、ないしは安全・安心・安定、そういう社会をつくり出すために、県政の施策も再構築する必要があるのではないかとと思っております。先ほどから説明していますように、まずは奨学金から入りましたが、格差社会をこれ以上拡大することはできませんので、一九九七年、ブレア政権によってとられた例の教育の再構築の中での奨学金制度、これをまず鹿児島県としては、よその県ではこの制度はないと思いますが、まず構築したところでありまして、そういうような政策を総動員して、現代社会の持つ、いわば不均衡といいますか、その是正に向けて取り組むのがこれからの地方公共団体の課題だと考えております。

□答弁（企画部長）

ビッグデータの活用についてのお尋ねがございました。

まず、政策立案への活用状況と人材育成等についてであります。

活用状況に関しては、ビッグデータの一種である診療報酬明細のデータを活用した医療需要推計ツールが国から都道府県に提供されておりまして、県では、このツールを活用し、現在、地域医療構想の策定作業を進めているところであります。

また、地方創生に関連して、企業間取引や人の流れなどのビッグデータを用いた地域経済分析システム、いわゆるRESASと言われているものですが、これにつきましては、県では今年度、地域データ利活用促進事業によりまして、RESASの県内への普及活動や、RESASを活用できる人材を育成するための研修などに、外部の知見も取り入れながら取り組むこととしております。

今後とも、ビッグデータを活用した政策立案や人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県の保有するデータのオープン化についてであります。

公共データの活用促進を図る取り組みについては、地域の課題の解決を実現するための手段であると同時に、行政事務の効率化にもつながるものであるとされております。このため、現在、県では、一部の統計情報について、エクセルファイルなど利用可能なデータ形式で提供しているところでありますが、

今後、まずは利用しやすい形での提供や二次利用に関するルールの策定など、県が保有するデータのオープン化を進めてまいりたいと考えております。

[下鶴隆央君登壇]

■質問（しもづる）

ただいま知事より、安定という言葉で示そうとするビジョンについて示していただきました。

社会規範の再構築等々は、やはり一朝一夕にできるものではないものでありましょう。ぜひともその道筋、そして礎を築いていただきたいと期待するものであります。

また、最後に、格差についてもお示しいただきましたけれども、私も、格差そのものも当然であります。世代をまたいだ格差の固定化こそ、大きな問題であろうかと思っております。ぜひともこれらの問題にも、今後とも力強く取り組んでいただきたいと期待しております。

また、ビッグデータの件につきましては、今後、より活用が進むようなオープン化に向けて取り組んでいただけるという答弁でありました。

先ほど、分析・提言コンテストの例も紹介しましたが、ぜひ、より多くの方々の知恵を生かして、よりよい、今後の鹿児島のために資する施策ができるような体制づくりを進めていただきたいなと思っております。

2. 県内空港の活用について

3. 民泊について

4. 図柄入りナンバーについて

5. サッカースタジアムについて

■質問（しもづる）

それでは、次の質問に移ります。

本県の重要産業である観光業の振興について、四点伺います。

まず、割引事業の活用と効果分析について伺います。

昨日、熊本地震の影響による観光客・宿泊客減に対応する形で、十七億五千万円の補正予算案が提案されました。本県観光業にとって、需要を刺激・創出する非常にありがたい事業であると考えております。

ところで、同様に、割引によって観光需要を創出するものとして、昨年は全国で割引事業が行われました。今後も、災害などによって観光需要が落ち込んだ際には、同様に、割引によって需要を創出する事業が行われる可能性もあると考えております。

したがって、これまでの割引事業における効果を分析し、同じ額の割引を行った際に、より大きな需要を創出できる方法、例えば、より鹿児島でお金を使っただけ、一度きりではなくリピーターになっていただける、そういう方法を行うべきであります。

そこで、割引事業における効果分析はどのようになっているのか、分析結果を、今回の補正予算を含め、今後どのように活用していくのか、考えを示してください。

続いて、インバウンド四千万人に向けた県内空港の積極的活用について伺います。

政府は、インバウンド—外国人訪日客—二千万人の目標の達成が確実視されることを受け、観光ビジョン構想会議でインバウンド四千万人の目標を掲げました。この目標は、二〇一四年の統計によれば、フランスの八千四百万人、アメリカの七千五百万人、スペインの六千五百万人などに続く、世界六番目の観光立国になることを意味します。

しかし、これら世界上位の観光立国と日本が異なる点があります。それは、日本は島国であり、インバウンドの大半が陸路ではなく飛行機でやってくるという点であります。既に、成田、羽田、福岡、那覇といった主要空港の発着枠が逼迫する中、四千万人の目標を実現するためには、地方空港の活用が不可欠であります。

そこで、三点伺います。

一つ目は、世界遺産登録を目指す奄美空港、そして世界自然遺産の屋久島空港への国際定期路線・チャーター便の誘致に向けたインフラ整備についてお示してください。

二つ目は、鹿児島空港における国際航空路線拡充に向けた取り組み及び運用時間の延長についてお示してください。

三つ目は、インバウンド四千万人の実現に向けて、国が今後打ち出すであろう施策を効果的に活用し、県内空港の積極的活用を進めるべきと考えますが、県の考えを示してください。

続いて、民泊について伺います。

政府は、民泊サービスのあり方に関する検討会において、家主居住型・非居住型に分けた形での民泊登録制度の創設に向けて検討しております。

東京・大阪など大都市圏においては、インバウンド客急増によるホテル不足を補う形で、マンションの一室を貸し出す民泊が始まっていますが、一方で、同じマンションの住民や近隣住民から、不特定多数が出入りして不安、騒音問題、ごみ捨てのマナー問題などを懸念する声も上がっており、また、入管行政や公衆衛生面からの懸念も指摘されております。

私が考えるに、民泊には二つのスタイルがあると思います。一つは、大都市におけるホテル不足を補う形でマンションの一室を貸し出す、ホテルがないからそのかわりとしての民泊。もう一つは、農家民泊など、ホテルとは違う体験型民泊としての民泊であります。

これらの民泊をめぐる状況を踏まえ、これからの観光行政を考える上で、県としての民泊に対する基本的な考え方について示してください。

最後に、図柄入り御当地ナンバーについて伺います。

国交省は、図柄入り御当地ナンバーについて検討を続けてきた結果、導入する方向で最終取りまとめを発表しました。本県としても、図柄入り御当地ナンバーをいち早く導入することは、鹿児島を県外に向けてアピールする絶好の機会となると考えます。

そこで、図柄入り御当地ナンバー導入に向けた県の考え方について示してください。

四点目に、プロスポーツ振興について伺ってまいります。

鹿児島にプロスポーツチームが存在する意義について、知事は本会議で、「県民に連帯感と郷土意識を呼び起こす契機になり、未来を担う青少年に夢と希望を与えることにもつながる」、「スポーツの振興による『力みなぎる・かごしま』の実現につながる」として、その意義を高く評価しています。

また、前回知事選時のマニフェストでは、「Jリーグ昇格へ向け、県民総ぐるみで支援します」と掲げ

ており、その後、鹿児島ユナイテッドFCがJFL昇格を経て、ことしよりJリーグ、J3に昇格しております。

さて、ついに誕生した鹿児島のJリーグチーム、鹿児島ユナイテッドFCは、J3昇格初年度ではありますが、現在、J2昇格圏も射程に捉える好成績を残しております。J2、そしてその先にあるJ1昇格に向けて、夢は広がるばかりであります。

しかしながら、私が前回一般質問で指摘いたしました、このままでは、どれだけよい成績を残してもJ2に昇格することはできません。Jリーグでは、成績要件に加え、それぞれのカテゴリーに応じたスタジアム基準を満たさなければ、昇格できないという仕組みになっているからです。これまでも実際に、長野や町田など、成績要件は満たしていたもののスタジアム基準を満たしていなかったために昇格できなかった実例が存在いたします。また、スタジアム整備は、きょう始めても、あす、あさつてにできるものではありません。したがって、早急に議論を始め、積み重ねていく必要があると考えております。

そこで伺います。

J2昇格に向けたスタジアム整備について、その必要性について県はどのように考えているか、認識をお聞かせください。

また、整備主体についてですが、前回の私の質問に対して、「まずはホームタウンである鹿児島市が、クラブ、県サッカー協会などと十分協議する必要があるが、県としても、今後どのような協力ができるか検討することになる」と答弁しています。

なお、その際に私からは、他県・クラブを見ると、J2以上の規格に対応しているスタジアムについては、おおむね政令市は市が、それ以外の市は県が整備しているということも指摘いたしました。

そこで伺います。

スタジアム整備の主体について、県はどのように考えているか。また、鹿児島市等との協議状況、県としての協力の検討状況について示してください。

続いて、立地条件に対する認識についてです。

日本サッカー協会が作成しているスタジアム標準という手引書によると、立地条件について、「究極の理想的な立地条件とは、都市の中心部にあり、公共交通機関や主要幹線道路、高速道路からのアクセスも良好で、試合開催日以外にも使用できる駐車場が確保できる、十分な広さを持った場所」という記載があります。

実際に、二〇〇二年日韓ワールドカップの会場として整備された巨大なスタジアムの多くは、山中にあり立地条件が不便なこと、稼働率が低いことなどから維持費に苦勞しているという状況があります。今やスタジアムは、町なか・多目的こそが目指すべき方向であると考えております。

そこで伺います。

スタジアム標準記載の立地条件を踏まえ、スタジアムの立地条件についてどのように考えるか、示してください。

次に、試合会場における盛り上がり創出について伺います。

プロスポーツの試合会場は、単に試合が行われる場というだけでなく、出店やさまざまな展示・企画などが一体となって盛り上がるお祭りの場であります。実際にJリーグの各クラブも、また野球でも、スタジアムグルメースタグラーが有名になっており、各クラブともに集客のため、このスタグラーの充実

に取り組んでおります。

ところが、現在、鴨池陸上競技場で試合を行う際には、出店における火気の使用が禁止されていたり、展示物が著しく制限されていると聞いております。これでは、試合会場における盛り上がり創出に水を差すのではないかと懸念いたします。

そこで伺います。

出店において火気使用を許可できない根拠を示してください。また、盛り上がり創出のため火気使用を認めるべきと考えますが、県の考えを示してください。

また、展示物について、その掲出を許可できない根拠を示してください。

続いて、練習場の確保について伺います。

プロスポーツ振興のためには、何よりもチームが勝つことも重要であります。そのためには、選手の獲得もさることながら、練習環境の充実も非常に重要であります。ふだんの練習で戦術を浸透させること、試合直前のコンディションを仕上げることで、これらに必要な練習環境を充実させることは、チームの勝利にとって欠かすことができません。

そこで伺います。

鹿児島ユナイテッドFC、そしてバスケットボールの鹿児島レブナイズの練習会場の確保について、県はどのように認識しているか、お答えください。

以上、二回目の質問といたします。

□答弁（観光交流局長）

観光振興についてのお尋ねがございました。

まず、旅行割引事業の効果分析と活用についてでございます。

昨年度のかごしま国民文化祭開催記念プレミアムお得旅は、割引旅行商品に約八億四千万円の助成を行い、利用者は約八万二千人でありました。また、直行便利用海外誘客特別キャンペーンは、海外直行便利用の旅行商品に約一億三千万円の助成を行い、利用者は約一万三千人でありました。なお、利用者のうち、国内からは約五二％が、海外からは約七二％がこのキャンペーンをきっかけに本県を訪れたと回答しております。

昨年は、口永良部島の爆発的噴火や桜島の噴火警戒レベルの引き上げによる風評被害により、観光客の減少が懸念されたところですが、国の宿泊旅行統計速報値によりますと、平成二十七年の延べ宿泊者数は、対前年比四・四％の増となっております。これらの事業の効果があったものと考えております。

次は、今年度事業等への反映・活用についてであります。

熊本地震は、九州全体の観光に大きな影響を与え、本県におきましても、十万人を超える宿泊キャンセルが発生しましたため、効果のあった昨年と同様の事業スキームを活用しまして、六月から緊急対策として、熊本地震復興応援鹿児島お得旅事業を開始したところであります。また、同様のスキームで、国の復興予算を活用しまして、海外誘客も含めた割引旅行商品の造成支援等を行うことにより、旅行需要の速やかな回復が図られるものと考えております。

次は、民泊に対する基本的な考え方であります。

民泊につきましては、外国人旅行客の急増や、無許可での違法なサービスの増加といった状況を踏ま

え、国において、そのあり方について検討がなされているところでもあります。

本県では、修学旅行における農業体験等を伴う民泊におきまして、本県の豊かな食や自然を体験していただいております。鹿児島ならではの魅力ある体験プログラムの拡充や、安心・安全な受け入れ体制の充実に努めているところでございます。

また、マンションや一般住宅等を活用した民泊につきましては、本県は、大都市とは異なり、宿泊施設の需給に余裕がありますことから、まずは既存の宿泊施設の稼働率を上げることが重要であると考えております。

今後、適切なルールのもとで民泊が活用されるよう、本県の実情も踏まえつつ、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次は、プロスポーツ振興についてのお尋ねでございます。

まず、J2昇格に向けたスタジアム整備についてであります。

J2昇格に当たりましては、ライセンスの取得や諸条件をクリアする必要があり、その一つとして、スタジアムの整備も含まれていると認識しております。

このスタジアムの整備につきましては、Jリーグ規約で、「Jクラブは、特定の市町村をホームタウンとして定めなければならない」とした上で、「さらに、Jクラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となったクラブづくりを行うこと」とされておりますことから、整備の主体や時期、場所、費用などの課題につきましては、まずはホームタウンの鹿児島市が、クラブや県サッカー協会などと協議する必要があるものと考えており、これを踏まえて、県として、今後どのような協力ができるか検討することになるものと考えております。

なお、鹿児島市等と現在、協議はなされていない状況でございます。

次は、立地条件についてでございます。

スタジアム標準の中の立地条件、いわゆる町なか立地につきましては、県としましても、観戦するサポーターの利便性やサッカー以外での各種利用の面を考慮しますと、特に異論はないところでございます。

次は、練習会場の確保についてであります。

鹿児島ユナイテッドFCは、鹿児島市内の県立サッカー・ラグビー場を、また、鹿児島レブナイズは、同じく市内の中学校体育館を主な練習会場としておりますが、他の利用者もありますことから、市外の施設を利用することもあると聞いております。

県や市町の施設は、他の団体等も利用しますことから、長期にわたって同一の練習会場を確保することは難しいと思われませんが、プロチームはシーズンが半年近くになりますことから、ベストの状態で戦うためには、同じ練習会場を確保できれば、それにこしたことはないと思料しております。

□答弁（土木部長）

観光振興についての御質問のうち、奄美空港、屋久島空港における国際便の誘致に向けたインフラ整備についてです。

奄美空港は、ジェット機就航に必要とされる二千メートルの滑走路を有しており、国際チャーター便等の就航は可能な状況であります。一方、旅客ターミナルは手狭なため、世界自然遺産登録を見据え、ビルの面積を約一・七倍に拡張し、CIQにも対応可能なスペースを確保することとしており、今年度

から工事に着手する予定であります。

屋久島空港においては、今年度も引き続き、ジェット機就航に必要な滑走路延伸の可能性調査を行うなど、国及び屋久島町と連携を図りながら、着実に事業化に向けて取り組んでいるところであります。

□答弁（企画部長）

鹿児島空港における国際航空路線拡充に向けた取り組みについてであります。

地理的優位性を最大限に生かし、アジア・ゲートウェイとしての本県の機能を高めるため、南九州のハブ空港として、鹿児島空港の機能強化を図ることが重要であると考えております。

県としましては、これまで、国際チャーター便の就航促進や国際定期路線の安定的就航のためのイン・アウト双方からの利用促進に取り組んできており、昨年度は、入国審査ブースの増設及び入国審査場の拡充により、受け入れ体制の整備が図られたところであります。こうした空港機能の強化に努めながら、成長著しいASEAN諸国を初めとする旺盛な訪日需要を取り込むべく、新たな路線の開拓についても取り組んでまいります。

なお、空港の運用時間延長については、空港の利便性向上や機能強化に資することから、現在、関係自治体や航空事業者など関係者との協議を進めているところであります。

国施策の効果的・積極的活用についてであります。

国は、二〇二〇年に訪日外国人旅行者数四千万人達成を目標として掲げ、ことし五月に策定した観光ビジョン実現プログラム二〇一六には、観光関連の諸施策に加えて、地方空港のゲートウェイ機能強化を図る観点から、着陸料軽減やC I Q機能の強化等の対応が示されたところであります。

同プログラムに基づき、国際線の新規及び増便に対して、地元が実施する誘致策との協調により、着陸料を二分の一に軽減する施策が講じられましたことから、県においては、該当路線の着陸料軽減手続を進めているところであります。

県としては、今後とも、国の施策を積極的に活用し、空港を生かした海外誘客に取り組んでまいります。

地方版図柄入りナンバープレートについてであります。

これは、地域振興や観光振興等を図る観点から、昨年六月に法律が改正され、制度が創設されました。国は、今年度、交付に向けた説明会を開催し、来年度以降、地方自治体からの図柄等の提案申請を受ける予定であるとしております。また、図柄等の提案は、ナンバープレートの地域名表示に包含される全ての市町村が合意の上、共同で行うとされております。

県としましては、国の説明会等を通じた情報収集を行いながら、当面は市町村に対する情報提供に努めてまいります。

□答弁（教育長）

プロスポーツ振興についてのお尋ねのうち、まず、プロスポーツ興行時の出店における火気使用についてでございます。

鹿児島ユナイテッドFCから、ホームゲームにおける鴨池運動公園でのイベント出店者の火気使用について、要望を受けているところではございますが、出店者につきましては、主催者である鹿児島ユナイテッドFCが、スポンサーの中から募集し、審査した上で決定しており、安全対策などの要件もクリア

しているものと考えております。このようなことから、今後は、鹿児島ユナイテッドFCの責任のもとに一定のスペースを用意いたしたいと考えております。

次に、プロスポーツ興行時の展示物の許可についてでございます。

鴨池運動公園内の園路に広告が掲載された展示物を掲出する場合は、県都市公園条例第八条の規定により、広告物掲出の許可を要することになりますが、当該広告掲載の展示物が同条例に定める広告に該当するか否かは、個別の事案に即して判断いたしているところでございます。

■質問（しもづる）

J 2昇格に向けたスタジアム整備について、一点確認いたします。

市との協議状況について、今現在、市との協議は行っていないとのことでしたが、これについて、鹿児島市から協議の打診が来ているのかどうか、その一点を確認させていただきます。

□答弁（観光交流局長）

まだ、いただいているところでございます。

[下鶴隆央君登壇]

■質問（しもづる）

ただいま、図柄入り御当地ナンバーについて御答弁がありました。

こういう新しい仕組みというのは、まず最初にいち早く導入していくということが、そのアピール効果というのもありますので、来年度からの導入開始ということでありましたら、ぜひとも、答弁にもありましたとおり、鹿児島・奄美両地域における各市町村への情報提供、そして広域調整に努めていただきたいと考えております。

また、鴨池陸上競技場における火気の使用について非常に前向きな答弁をいただきましたこと、ありがとうございます。

プロスポーツの会場というものは、当然、プロスポーツの試合を観戦するということはメインであります。それはあくまでコンテンツの一つであって、出店ですとかスタジアム全体の雰囲気を通じて、お祭りに行ってみようと、そして鹿児島において、大体これから昇格していけば、一万人がコンスタントに月二回集まる大きなお祭りができるんだと、そういう捉え方をぜひしていただきたいと期待しております。

6. 県有地の有効活用について

■質問（しもづる）

それでは、続いて、五番目の県有地等の活用についての質問に移ります。

県有地は、そもそも県民の皆さんの税金で取得しておりますものですから、県民の皆さんのために有効に活用しなければならないことは言うまでもありません。もしも活用の予定がないのであれば、今後の人口減少に伴う地価下落を考えれば、早急に売却すべきであると考えます。また、将来的に活用の予

定はあるが、当面未定の場合は、積極的に暫定活用を図るべきであると考えます。

この観点から、六カ所の県有地について伺ってまいります。

一点目は、農業試験場跡地であります。

こちらの農業試験場跡地については、これまでも何人もの先輩議員の方々が質問されておりますが、直近の答弁においても、これまで一般競争入札により売却を考えているものの、売却時期について具体的に見通すことは困難な状況にあると、そして状況についても特段の進展は見られないというのが、直近の本会議での答弁であります。また、こちらの地域については、地区計画によって住宅、病院、福祉関連施設、学校などに制限されている状況であります。

そこで、三点伺います。

一点目は、その後の検討状況について改めてお示しください。

二点目は、この土地というのが、大体二ヘクタールのもので三区画ありまして、その離れたところにありますたわわタウン、こちらが大体十五億円で売却しております。ということで、大体十五億円の区画が三区画あるということでありまして、非常にお値段の張る区画であります。やはり地区計画で用途が制限されていては、手を挙げる方が限られるのではないかと考えております。

そこで、この地区計画の変更について、県として、市への申し入れは考えていないのかについて示してください。

そして三点目は、もししばらくの間、売却や活用が見込めないのであれば、積極的に暫定活用を図るべきであると考えております。

そこで、暫定活用についての考え方を示してください。

続いて二点目は、魚見町の高校グラウンド跡地について伺います。

こちらは二ヘクタールの広さで、平成七年に県職員住宅用地として約十五億円で購入したものの、その後の財政危機、県職員の削減などで住宅建設の利用計画はなくなり、以降二十年にわたりそのままになっている、もったいない状況であります。

一方で、この近隣において最近、宅地造成が進んでおり、たしか一・四ヘクタールのミニ団地がもうすぐ分譲開始される状況であります。ということは、一定の宅地需要が見込まれる土地であると言えるかと思えます。

そこで、まず一点目は、この土地の利活用に関する検討状況について示してください。

そして二点目は、実際に活用に向けて、この土地は一個課題があるように聞いております。つまり、埋蔵物があるために、一旦発掘をかけないと利用なり売却ができないということを聞いております。であれば、先に発掘しておいて、いつでも活用できる形にすべきではないかと考えます。

そこで二点目は、活用に向けた環境整備についてお聞かせください。

そして三点目は、先ほどと同様、当面の間の暫定利用を行うべきであると考えておりますが、それに対する考えを示してください。

三カ所目は、工業用水敷地についてお伺いたします。

工業用水は、万之瀬川導水、平川のほうへの移転が予定されておりますので、現在使用しております永田川沿いの工業用水課の建物、そして浄水槽というのが不要になることが見込まれております。

そこで、この現在の工業用水敷地について、新工業用水の移転スケジュール並びにこの敷地をどのように利活用するのか、現在の検討状況について示してください。

四点目は、谷山緑地、地元ではグリーンベルトと呼んでおりますが、こちらの利活用について伺いいたします。

この谷山緑地は、海岸埋め立てを行った木材工業団地及び産業道路と横の住宅地を遮断するための緩衝緑地として、昭和四十六年に設置されてから四十五年間、地域の方々の憩いの場として活用されてまいりました。一方で、四十五年もたつことから、老朽化ですとか、また、「夜、鬱蒼として暗くて危ない」という声も耳にするところでもあります。

私は、この谷山緑地については、今後の例えば健康寿命の延伸であったり、ロコモ予防であったりといった健康づくりの場ということを中心に、新たな利活用の方法を考えていくべきではないかと考えております。

そこで、三点伺います。

一点目は、直近の整備状況についてお示しください。

二点目は、今後の活用についてどのように考えているか、お示しください。

また、三点目は、この谷山緑地については、毎年の維持費用については、鹿児島開発事業団が解散した際につくられました臨海環境整備基金の運用益をもって充てられております。この措置については大変ありがたいし、また、よい措置であると考えております。

といいますのが、この臨海工業地帯は、もともとあの地域は、松林があり砂浜がある白砂青松の風光明媚な地域でありました。知事、そして私も学びました小松原という地域にありますラ・サールの目の前は、知事がいらっしゃったころは、砂浜であり松林であったと聞いております。その後、日本全体、そして県全体の工業化、そして産業発展を支える形で埋め立てが行われ、そして現在の姿になっているわけであります。

そこで、自然を確保し、また先ごろはサンライフプールが民間企業に譲渡されましたが、そのサンライフプールも、当時その地にあった海水浴場を潰すかわりとして設置されたものであると聞いております。

さて、この鹿児島臨海環境整備基金について、現在の運用状況についてお示しください。

五点目は、鴨池ニュータウン駐車場について伺います。

この駐車場については、県住宅供給公社に随意契約で貸し付けが行われておりますことから、この本会議場でも私、何度も問題提起し、また議論も行わせていただきました。

今回は、貸付金額の妥当性に絞って議論したいと思っております。

この鴨池ニュータウン駐車場の県住宅供給公社に対する貸付金額は、入ってくる利用料収入から住宅公社が使用する管理経費を差し引いたものが、貸付料として県に入るという仕組みになっておりますが、この貸付料金についての直近の動向と算定根拠について改めて示してください。

そして二点目は、実は数年前にこの算定根拠を議論した際に、私としては、実際に直接はこの駐車場管理に当たっていない公社の職員経費が含まれているのではないかと指摘をさせていただきました。その結果、それは外す形で対応していただきましたけれども、今度は、県に返す際の原状回復積み立てをやっていないから、それを五年間やるんだということで積み立てに回った結果、県に入ってくるお金はほとんど変わらなかったという状況がありました。

それから五年がたとうとする今、今後、この積み立てが終了した後の貸付金額についてどのように考えるか、示してください。

六点目は、県庁東側の土地についてであります。

こちらは現在、約十一億円ほどで取得した土地を、たしか二千五百万円ほどで民間に一括で貸して、そしてその民間が駐車場用地として個々の車、利用者に貸与していると聞いておりますが、こちらの土地については、あくまで駐車場利用は暫定措置であって、恒久措置であってはならないと考えております。

かつてはこの地に新県体育館を建てるという構想があり、また、その一部として活用されることになっていたと思いますが、その計画が白紙に戻った今、果たしてこの県庁東側の土地はどのようなようになっていくのか、しっかりと検討があつてしかるべきであると考えております。

そこで、この県庁東側の現在、駐車場として使われている敷地について、今後の活用に関する検討状況について示してください。

以上、三回目の質問といたします。

□答弁（総務部長）

県有地等の活用についての御質問のうち、農業試験場跡地の活用についてでございます。

農業試験場跡地二十五・二十六・三十二街区につきましては、御指摘がありましたように、一般競争入札により売却することとしているものの、売却時期について具体的に見通すことは困難な状況にあると申し上げてきているところでございます。その後におきましても、その状況に変化はないところでございます。

農業試験場跡地における建築物の用途につきましては、鹿児島市の地区計画や建築条例によりまして、住宅、病院、福祉関連施設、学校などに制限されているところでございます。当該街区は、まとまった一団の土地であり、地区計画等に基づきまして、地域の活性化に寄与する都市施設や住宅が整備されるものと考えております。

農業試験場跡地の暫定利用につきましては、売却に支障がない範囲で行う必要があると考えておりまして、これまで、学校行事の際の臨時駐車場や工事現場事務所用地として貸し付けを行ってきているところでございます。広く県民の方々が利用できるような形態での暫定利用につきましては、利用者の安全確保や管理運営体制などの課題があるものと考えております。

魚見町高校グラウンド跡地についてでございます。

魚見町の県有地につきましては、関係部局と連携を図りながら、利活用について検討を行ってきたところでありますが、崖地規制による建築制限があること、埋蔵文化財があることなどから、具体的な方針が定まっていないところでございます。

また、暫定的な利用につきましては、安全管理上問題がないと考えられる範囲で行っており、これまで資材置き場等として貸し付けを行っているところでございます。広く県民が利用できるような形態での暫定利用については、利用者の安全確保や管理運営体制などの課題があるものと考えております。

なお、埋蔵文化財の発掘調査につきましては、当該土地の具体的な利活用の検討状況を踏まえた上で、必要に応じて実施してまいりたいと考えております。

続きまして、県庁東側の土地の活用についてでございます。

県庁東側の土地は、将来、公用・公共用地としてさまざまな形で有効活用が見込まれる土地であり、また、県庁舎の展望ロビーなどからの景観を確保する観点から、平成十八年三月に取得したところであ

り、これまで、民間事業者に貸し付けて、県民を対象とした一般駐車場として活用しているところがございます。

今後の活用方法につきましては、県庁周辺の土地の利用状況や県の財政事情等も踏まえる必要がございますが、当面は、現在の一般駐車場を目的とした貸し付けを継続してまいりたいと考えております。

□答弁（工業用水道部長）

工業用水道施設の移行スケジュール等についてでございます。

工業用水道の永田川施設は、老朽化や安定的な水量確保の観点等から、万之瀬川導水施設へ移行し、平川地区に浄水場を整備することとしており、平成三十年度の完成に向け、本年度、工事に着手する予定です。

永田川施設は、産業道路に近接し、約一ヘクタールありますが、移行後は工業用水道施設として利用しないことから、今後、関係部局や鹿児島市などに土地利用の意向等について情報収集などを行い、土地の処分等につきまして検討してまいります。

□答弁（土木部長）

谷山緑地の整備と活用についてです。

谷山緑地は、臨海部の工業用地や産業道路と背後の住宅地との緩衝緑地として設置されたものです。ヤシ類や常緑樹が植栽され、また、遊具や休憩所、トイレなども備えており、地域の方々の休息やレクリエーションの場としても利用されております。緑地内の施設については、計画的な補修等に努めており、近年では、遊具や案内看板の補修のほか、園路のカラー舗装や街灯の増設等を行ったところであります。

今後とも、適切な維持管理に努め、地域の方々の憩いの場として活用していただきたいと考えております。

鴨池ニュータウン駐車場の貸付料についてです。

県住宅供給公社への貸付料は、平成二十六年度が四千万円、二十七年度と二十八年度が四千九百万円となっております。平成二十八年度の貸付料は、駐車場の収入見込み額約一億二千三百万円から、人件費約一千百万円、原状回復引当金約一千百万円、管理費等約五千二百万円を差し引いた額としております。

原状回復費用につきましては、必要な経費を平成二十四年度から平成二十八年度までの五年間で引き当てており、総額五千三百万円余りとなっております。来年度の貸付料につきましては、今後検討することになりますが、原状回復引当金相当分は増加することが見込まれます。

□答弁（商工労働水産部長）

谷山緑地の維持管理の財源となる基金の状況についてでございます。

鹿児島臨海工業地帯の環境整備を図るために設置された鹿児島臨海環境整備基金につきましては、平成二十七年度末時点の基金残高が約四十七億二千百万円となっており、運用益につきましては、金融機関への預金利子により、平成二十七年度は約一千二百万円の収益となっております。

また、同基金は、基金設置条例に定められた用途に限り処分できることとされており、平成二十七年

度については、鹿児島臨海工業地帯緑地維持管理事業や万之瀬川導水負担事業などに約八千八百万円支出したところであります。

[下鶴隆央君登壇]

7. 英語、プログラミング教育について

8. 投票率向上について

■質問（しもづる）

続いて、稼ぐ力を身につける教育について、四点伺います。

一点目は、英語教育についてであります。

人口減少に伴う内需縮小を考えると、本県は今後、あらゆる産業において、輸出や外国からの誘客を視野に入れて取り組まなければなりません。したがって、今後はあらゆる分野において英語が必要不可欠になると考えます。

近年では、徐々に小学校における英語の早期教育の取り組みが進みつつありますが、教育できる人材の確保が大きな課題であります。また、会話や発音を習得するためには、なるべくネイティブスピーカーと話し、聞くことが重要ですが、地方におけるそれらの人材確保も大きな課題であります。

そこで伺います。

英語教育におけるこれらの課題への対応、そして、ICT活用について考えを示してください。

二点目は、プログラミング教育についてであります。

都心部から離れている本県にとって、IT産業は今後、重点的に取り組むべき産業の一つであります。また、将来IT産業に就職しないとしても、論理的思考力を養うことができるとして、プログラミングは近年、人気がある習い事だそうであります。

そこで、プログラミング教育の必要性について、基本的な認識をお示してください。

三点目は、ICTの活用についてであります。

離島・中山間地域において、ICTを活用した授業配信を行うことで、より学力を身につけることができ、ひいては、それを目当てに移住してくる若者も期待できるのではないかと考えますが、県の考えを示してください。

四点目は、希望する地域における先行実施についてであります。

英語教育、プログラミング教育、ICT活用いずれも、最初から県下全域でやろうとすると、人員、費用ともに難しいのではないかと考えます。まずはスモールスタートとして希望する地域から始めること、そしてその意欲的な教育内容を目当てに若者が移住してくることも見込まれることから、地域活性化も見込めるのではないかと考えますが、県の考えを示してください。

最後に、投票率向上策について二点お伺いいたします。

この定例会が終わりますと、知事選、参院選が行われるわけですが、近年の選挙の低投票率は目を覆うばかりでございます。この四月に行われた鹿児島市議選挙、そして昨年の県議選の鹿児島市内における投票率はいずれも四〇%そこそこ、十人に六人が投票に行かないという状況であります。

選管でも、これまで投票率向上策をさまざま講じているかと思いますが、ここで改めて、それぞれの

向上策について効果を測定し、そしてそれを踏まえて、次の打ち手につなげていくということが重要であるかと思えます。

そこで一点目は、これまでの投票率向上策の評価と今後の対応についてどのように考えているか、示してください。

二点目は、投票済証明書の活用を提案したいと思います。

これは、投票に行き行って請求すると、投票に行きましたという証明書をもらうことができます。この証明書を生かして、例えば民間の商店街等に呼びかけて、これを持ってきたら割引する、ワンドリンクサービスとかというキャンペーンに協力してくれないかということと呼びかけることはできるのではないかと。そして県としての支出も、例えば子育てパスポートのように、普及啓発は県がやりますと、実際の割引施策とかは店の財源でやりますと、こういう形はとれないかと考えております。

そこで、投票済証明書について、県内市町村での発行状況並びにこれを活用した投票率向上策についての考えを示してください。

以上、最後の質問といたします。

□答弁（教育長）

英語教育に係る人材確保とICT活用についてでございます。

グローバル化の進展の中で、小学校からの英語教育の充実により、国際的な視野を持ったコミュニケーション能力を育成することが求められており、教員の英語力を高めていく必要がございます。そのために、英語教育推進リーダー中央研修に中核となる教員を派遣し、各地区での研修の指導者として養成しています。

また、教員採用選考試験において、英検一級の取得者などについては実技試験を免除するなど、英語の運用能力の高い者を採用するための工夫をいたしております。

さらに、生きた英語に触れる機会を確保するため、全市町村でALTを活用しています。

ICTの活用については、コンピューターなどの教育機器を用いて音声や映像を活用した指導が、児童生徒の英語学習への興味・関心を高める上で有効であると考えております。ネイティブの発音を一斉送信するICTの活用については把握いたしておりませんが、文部科学省から、音声と映像がおさめられたデジタル教材が配布され、各小学校で英語を聞く活動や話す活動に積極的に取り組んでおり、まずはこうした教材の活用を促してまいりたいと考えております。

次に、プログラミング教育の必要性についてでございます。

急速な情報化などの変化の中で、プログラミング教育は、論理的思考や問題解決能力などを育む上で有効であると考えます。義務教育では、小学校において、コンピューターや情報手段になれ親しみ、基本的な操作や情報モラルを身につけるための学習を行うとともに、中学校の技術・家庭科において、コンピューターでプログラムを作成し、模型を動作させるなどの学習が行われているところでございます。

また、文科省では、子供たちが自信を持って人生を切り開き、よりよい社会をつくり出していくことができるよう、小学校段階におけるプログラミング教育のあり方について議論されると聞いております。

県教委といたしましては、プログラミング教育などを通じた情報活用能力の育成は欠かせないものであると考えておまして、今後も国の動きを注視してまいりたいと考えております。

次に、ICTの活用についてでございます。

本県の離島の小・中学校においては、複式・小規模校が多く、きめ細やかな指導が行われる一方、集団で学習を深める場が十分確保しにくいなどの課題があります。

小・中学校における各教科等の指導に当たりましては、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導など、個に応じた指導の充実が求められております。このようなことから、授業映像を通常の授業にかえて用いることは慎重であるべきと考えておりまして、仮に用いるといたしましても、地域や学校、児童生徒の実情に応じ、指導方法が工夫される必要があると考えております。

なお、離島の小・中学校における課題を補うためにICTを活用することは有効であり、徳之島町の小学校三校において、テレビ会議システムやタブレット等を活用した合同学習などが行われているところでございます。

希望する地域における先行実施についてでございますが、学校教育上の諸問題を解決し、教育方法の改善を図るために、各教科・領域等にわたってICTを有効に活用することは好ましいことと考えております。

県内でも、ICTを活用した取り組みが既に行われておりますが、それぞれの学校の所在地や規模、学習内容等に応じた取り組みが求められるものと考えておりまして、今後とも、各学校等の要望を踏まえ、実証授業などの展開を図りながら、取り組み事例の蓄積を図りますとともに、全国の取り組みについても情報収集しながら、各学校の実情に合わせた有効活用について、指導・助言してまいりたいと考えております。

□答弁（選挙管理委員会委員長）

投票率向上策の評価と今後の対応についてお尋ねがございました。

前回の知事選挙後に、県政モニターを対象に実施いたしましたアンケートにおきましては、選挙啓発について、「効果があった」との回答が約四割、「効果なし」との回答が約二割などとなっております。また、啓発を見聞きした媒体につきましては、ポスター、チラシ、テレビ・ラジオ広告、新聞広告などの回答が多く、これらにつきましては、選挙広報に一定の役割を果たしていると考えております。

選挙権年齢引き下げを受けまして、ことしの夏の選挙におきましては、新たに、学生団体が企画した学生向けのポスターを作成するほか、繁華街での若者向けのイベントなどの啓発も行うことといたしております。

当委員会といたしましては、関係団体とも連携し、一人でも多くの方々が投票に向かわれるよう、今後とも根気強く選挙啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、投票済証明書の活用につきましてでございます。

投票済証明書は、法的な根拠はございませんで、市町村において任意に交付されるものでございます。県内では五つの市で交付されております。

この証明書は、主に、投票日に勤務のある方が、職場の理解を得て投票へ行きやすいようにとの配慮と考えられております。その一方、投票誘導に利用されるおそれがあるとの意見もありまして、平成二十一年の衆議院議員総選挙の際には、国から、不適切に利用されるおそれがあることが指摘されており、その必要性について十分に検討すべきである旨の通知がなされたところであります。

このため、証明書の交付につきましては、市町村選管におきまして慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

○議長（池畑憲一君）申し合わせの時間を経過しておりますので、下鶴議員の質問はここで終了いたします。